

[事案 19-1] 契約者貸付無効確認請求

- ・平成 19 年 4 月 25 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 1 月 10 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約者（妻）に無断で契約者貸付がなされているが、これは営業担当者が契約者本人の意思確認をしないまま別居中の夫が手続きをしたもので、契約者貸付は無効であるとして裁定申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

私（妻）が契約者・被保険者となっている個人年金保険から、6 年程前の平成 12 年 6 月に契約者貸付（約 50 万円）を受けたことになっているが、契約者である私は全く関知しておらず、貸付申込書に署名・押印をしていない。

別居中の夫に確認したところ、「保険証券と証券に押してある印鑑があれば貸付が出来る」という営業担当者のアドバイスで、営業担当者同席のもとで契約者貸付の申込書に記入し、契約者貸付の手続きをしたことを認めている。営業担当者は当時、私と夫が別居中であることを知りながら、契約者である私の意思を確認しないまま、夫と共同で契約者貸付の手続きを進めた。また、貸付金も私の銀行口座ではなく夫の口座に振り込まれており、同手続きは無効であり契約者貸付をなかったことにしてほしい。

< 保険会社の主張 >

下記により申立人の申し出には理由がなく、請求に応ずることは出来ない。

- (1) 貸付申込書等は営業担当者の面前で記入されたものでなく、申立人の夫より営業担当者が預かったものであり、申立人により自署されたものであるか否かについては承知していない。また、仮に自署されたものでないとしても、当時の保険料集金先住所において手続きがされており、貸付申込書等には証券届出印が押印され保険証券も提出されていることから、債権の準占有者に対する弁済（民法 478 条）として有効である。
- (2) 毎月の保険料集金を夫を通じて行うことは申立人も了解しており、保険料負担者も申立人の夫であることが推測しうることから、申立人は保険契約に関する事項について相当程度、夫に代理権を授与していたという事情が認められるので、表見代理（民法 109 条、110 条）が成立する。このことは、夫が、証券届出印や保険証券といった保険契約上の権利行使に必要な印章や重要書類の所持、管理等を申立人から任されていたことから裏付けられる。
- (3) 貸付残高については、「契約内容のお知らせ」、「契約者貸付金返済のご案内」を毎年登録住所に送付することにより知らせており、貸付が行われた平成 12 年 6 月から申し出のあった 18 年 10 月まで 6 年以上もの長期間について何ら申し出もなく、契約関係が継続してきた事実と照らし合わせると、「貸付について全然知らない」とする申立人の主張は認められない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立書、答弁書等の書類および申立人と営業担当者から事情聴取を行い、表見代理（民法 109 条、110 条）の成否および債権の準占有者に対する弁済（民法 478 条）の類推適用について審理を進めた。

その結果、営業担当者が契約者貸付手続きに当って契約者本人の意思確認を行うことがさほど困難な状況でなかったにもかかわらず、契約者本人の意思確認を行っておらず営業担当者に過失があったと言わざるを得ないとの裁定審査会の見解を保険会社に伝え、和解の斡旋を行ったところ、保険会社から「契約者貸付を取り消す」旨回答があった。申立人に対して保険会社からの和解案を示したところ、了承したい旨回答があったため、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

(参 考)

民法 109 条(代理権授与の表示による表見代理)

第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

民法 110 条(権限外の行為の表見代理)

前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

民法 478 条(債権の準占有者に対する弁済)

債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。